

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加 意思確認書の提出を求める公示

令和6年8月6日

大阪航空局長 石井 靖男

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本作業は、小松空港事務所、八尾空港事務所、美保空港事務所、徳島空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所及び宮崎空港事務所に配備された滑走路摩擦係数測定計の点検、校正、バッテリー交換及び調整等を行い、真の値の精度を維持するためのものである。

以下の応募要件を満たし、本作業の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合若しくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

(1)業務名 令和6年度小松空港外6空港滑走路摩擦係数測定計校正作業

(2)業務内容 本作業は、小松空港事務所、八尾空港事務所、美保空港事務所、徳島空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所及び宮崎空港事務所に配備された滑走路摩擦係数測定計の点検、校正、バッテリー交換及び調整等を行い、真の値の精度を維持するために実施するものである。

(3)履行期限 契約締結日の翌平日 ～ 令和6年12月6日

### 3. 業務目的

当該装置の計測値が、真の値の精度を維持することを目的とする。

### 4. 応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

①予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しないものであること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

②予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付 空経第386号)に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。

④労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)

⑤労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

⑥参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(a)資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア)親会社と子会社の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b)人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

⑦警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 業務実績に関する要件

滑走路摩擦係数測定計の点検、校正、バッテリー交換及び調整等に関して、請負実績を有すること。

(3) 技術力に関する要件

滑走路摩擦係数測定計の点検、校正、バッテリー交換及び調整等に関して、製造会社と代理店契約を締結しており、業務に関する疑義に対して、速やかに回答が得られる体制にあること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8559 大阪府大阪府中央区大手前3丁目1番41号  
大阪航空局総務部契約課契約係  
電 話 : 06-6937-2708  
メール : cab-osakakeiyaku@ki.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和6年8月6日から令和6年8月26日 午後5時まで。(1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和6年8月27日(火) 午後2時まで。(1)に同じ。

別添様式1、別添様式2、別添様式3により作成し、原則として電子メールにより提出すること。

なお、上記期限までに到達しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出期限:別途通知

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の競争参加資格を有していない者も5. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、そのものが企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は、説明書による。